

# 監事監査報告書

平成24年5月25日

学校法人 楠學院

理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 楠學院

監事 田中 俊樹

監事 生田 元

私ども監事は、私立学校法第37条3項及び学校法人楠學院寄附行為第16条の規定に基づき学校法人楠學院の平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日)の業務並びに財産の状況について監査を行なった。

私ども監事は、監査にあたり理事会および評議員会に出席し理事から業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

学校法人楠學院の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上